

【令和4年9月28日時点】

## 沖縄県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業

### 申請要領

(沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課ワクチン班)

#### 概要

##### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型コロナウイルスワクチン接種に御協力いただいた医療機関の皆様に対し、沖縄県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業（以下「個別接種促進」という。）を実施します。

##### 2. 対象期間

第1期・・・~~令和3年5月9日(日)から同年7月31日(土)~~※受付終了

第2期・・・~~令和3年8月1日(日)から同年10月2日(土)~~※受付終了

第3期・・・~~令和3年10月3日(日)から同年12月4日(土)~~※受付終了

第4期・・・~~令和3年12月5日(日)から令和4年2月5日(土)~~※受付終了

第5期・・・~~令和4年2月6日(日)から同年3月31日(木)~~※受付終了

第6期・・・~~令和4年4月1日(金)から同年6月4日(土)~~※受付終了

第7期・・・~~令和4年6月5日(日)から同年8月6日(土)~~※受付終了

第8期・・・令和4年8月7日(日)から同年10月1日(土)※

第9期・・・令和4年10月2日(日)から同年12月3日(土)

第10期・・・令和4年12月4日(日)から令和5年2月4日(土)

第11期・・・令和5年2月5日(日)から同年3月31日(金)

なお、病院が1日50回接種を行った場合に10万円支給する支援については、11月30日(水)が終期となります。

※第8期の対象期間について、支援の継続により10月1日が追加されております。

期間の追加に伴い、県HPに公表されている請求書・実績報告書様式にも変更がありますので併せてご確認をお願いいたします。

【令和4年9月28日時点】

### 3. 支給額

支給額は以下のとおりです。なお、接種回数により算定すること（予診のみは含まない）とし、消費税は反映しません。

#### 《診療所》

- (1) 週100回以上の接種を、2に定める対象期間に4週間以上行う場合には、  
週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円
- (2) 週150回以上の接種を、2に定める対象期間に4週間以上行う場合には、  
週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円
- (3) 1日50回以上の接種を行った場合には、1日当たり10万円（定額）  
ただし、令和4年10月以降においては時間外、夜間、休日にかかる接種体制を用意していること。

※（1）と（2）の重複は認められないものとする。

※（1）と（2）について、接種を行ったそれぞれの週のうち少なくとも1日は時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

なお、時間外、夜間または休日の接種への取組については、診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。

※（3）は、（1）及び（2）の要件を満たさない週に属する日に限る。

#### 《病院》

- (4) 令和4年11月までに1日50回以上の接種を行った場合には、1日当たり10万円（定額）  
なお、令和4年10月以降においては時間外、夜間、休日にかかる接種体制を用意(自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む)していること。
- (5) 特別な接種体制（※通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制）を確保した場合であって、1日50回以上の接種を週1日以上達成する週が2に定める対象期間に4週間以上ある場合には、1日50回以上の接種を行った日に限り、（4）に加えて、以下を加算  
医師 1人1時間当たり7,550円 看護師等1人1時間当たり2,760円

## 【令和4年9月28日時点】

### ※時間外、夜間または休日の考え方

接種費用の時間外・休日の接種に対する考え方とは異なるためご留意願います。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（医療機関の診察時間に関わらない）

休日：土日祝日（医療機関の診療日に関わらない）

### ○職域接種の接種実績について

職域接種の接種実績について、以下の①から③の場合、本事業の支援対象となり、当該医療機関の個別接種の実績に当該職域接種の実績を上乗せすることが可能です。

①中小企業（中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種であり、かつ、被接種者が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合。

②文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種であり、かつ、被接種者が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合。

③大学の附属病院が当該大学内で職域接種を実施する場合。

※医療機関が出張して実施する場合や企業内診療所が実施する場合は今回の支援の対象外です。

【令和4年9月28日時点】

## 申請要件

申請をできる者は、次の全ての要件を満たすこととします。

1. 個別接種に協力し、支給要件を満たす接種や接種体制確保を行う沖縄県内の医療機関であること。
2. 申請者が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
  - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

## 申請手続き等

### 1. 申請書類等

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明等を求める場合があります。

#### (1) 申請に必要な書類

- ① 実績報告書（様式2）
- ② 請求書（様式3）
- ③ 振込先を確認できるもの（通帳のおもて面及び通帳を開いた1・2ページの写し）
- ④ 委任状（請求者と口座名義人が異なる場合）

※<sup>1</sup> 令和3年12月1日以降の時間外・休日の接種については、新様式の予診票を使用し、接種費用と一体的に時間外・休日加算分の費用も請求となります。その際の申請先は市町村または国保連となりますので、ご注意ください。

【令和4年9月28日時点】

## 2. 申請期限

以下の期限までの消印有効とします。

~~第1期・・・令和3年9月3日(金)※受付終了~~

~~第2期・・・令和3年11月5日(金)※受付終了~~

~~第3期・・・令和3年12月17日(金)※受付終了~~

~~第4期・・・令和4年2月18日(金)※受付終了~~

~~第5期・・・令和4年4月8日(金)※受付終了~~

~~第6期・・・令和4年6月30日(木)※受付終了~~

~~第7期・・・令和4年8月31日(水)※受付終了~~

第8期・・・令和4年10月31日(月) (消印有効)

第9期・・・令和5年1月31日(火) (消印有効)

第10期・・・令和5年3月31日(金) (消印有効)

第11期・・・令和5年4月7日(金) (消印有効)

※期限までに提出がない場合支払いができない可能性があります。

期限厳守にご協力下さい。

## 3. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、支給の決定をしたときは、お支払いすることで通知に代えます。支給時期については次項参照。

【送付先】

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 4F

沖縄県ワクチン・検査推進課ワクチン班市町村ワクチングループ

(個別接種促進担当) 宛

【令和4年9月28日時点】

支給時期について

第6期から第11期までの請求分について、下記のとおり支払い予定になります。

○支払い日（予定）

第7期・・・令和4年10月中旬

第8期・・・令和4年12月中旬

第9期・・・令和5年3月中旬

第10期・・・令和5年5月下旬

第11期・・・令和5年5月下旬

○振り込み名義

オキナワケンワクチン・ケンサスイシンカ

その他

1. 支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合、沖縄県は、支給決定を取り消す場合があります。
2. 様式等は、沖縄県のWebサイトに掲載しております。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/index.html>

（問い合わせ先）

沖縄県ワクチン・検査推進課ワクチン班市町村ワクチングループ

（個別接種促進担当）

TEL : 098-894-5127

FAX : 098-869-7100